

◆◆◆廃止届(毒物劇物業務上取扱者)について◆◆◆

- ◎ 業務を廃止した場合は、すみやかに届出を行う必要があります。(毒物及び劇物取締法第22条)
- ◎ 提出部数：1部(写しを取って、控えを保管してください。)

廃止届(毒物劇物業務上取扱者)の記載上の留意点

- (1) 事業場の種類欄には、電気めっき業にあつては第1号、金属熱処理業にあつては第2号、運送業にあつては第3号、しろあり防除業にあつては第4号と記載すること。
- (2) 事業場の名称及び所在地は、以前に提出した業務上取扱者届書に記載したとおり記載すること。
ただし、住居表示変更があつた場合には新しい住居表示に従つて記入し、その旨を備考欄に記載すること。
- (3) 取扱品目欄には、電気めっき業及び金属熱処理業者にあつては、取り扱つた無機シアン化合物名を、運送業にあつては、運送していた毒物又は劇物の名称を、しろあり防除業にあつては、取り扱つた砒素化合物名をそれぞれ記載すること。
- (4) 廃止年月日は実際に業務を廃止した日を記載すること。
- (5) 廃止の日に現に所有する毒物又は劇物の品名、数量及び保管又は処理方法については、具体的に記載すること。
- (6) 備考欄には、廃止の理由を記載すること。
- (7) 届出年月日は、提出日を記載すること。
- (8) 住所及び氏名は、以前に提出した業務上取扱者届書に記載したとおり記載すること。
- (9) 可能であれば、捨印(代表者印)を押印すること。(訂正があつた場合には、登記された代表者印の訂正印もしくは捨印が必要となります。)